

東日本大震災で被災された方への支援メニュー

東北地方太平洋沖地震による被災地に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等から、その他様々な生活支援をメニューにしています

令和 8 年 7 月修正版

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
固定資産税・都市計画税の減免 (被災代替住宅用地の特例)	資産税課	「被災代替住宅用地の特例」として、被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する部分について、取得後 3 年度分、当該土地は住宅用地とみなされます。(※) ※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2256 【北庁舎 2 階】
固定資産税・都市計画税の減免 (被災代替家屋の特例)	資産税課	「被災代替家屋の特例」として、大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4 年度分 2 分の 1、その後の 2 年度分 3 分の 1 が減額されます。	左の条件を充たす場合			資産税課 0566-71-2215 【北庁舎 2 階】
介護保険料の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護保険料の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住しているため、避難を行っている方 ② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているため、避難を行っている方	令和 9 年 3 月分まで	区域及び所得状況によって減免の時期や減免率が異なります。	高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎 1 階】
介護保険利用者負担額の減免	高齢福祉課	地震発生時、東日本大震災による被災区域に居住されていた方で被災された方は、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。	震災発生後に災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域から転入された方で以下のいずれかに該当する方 ① 帰還困難区域及び旧避難指示区域等に居住しているため、避難を行っている方 ② 旧特定復興再生拠点区域に居住しているため、避難を行っている方	令和 9 年 2 月 28 日まで	区域及び所得状況によって減免の時期や減免率が異なります。	高齢福祉課 介護給付係 0566-71-2226 【北庁舎 1 階】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
産前産後支援事業における負担金の免除	こども課	産前産後の期間において養育支援が必要な家庭に対し、訪問介護員等を派遣し、家事又は育児援助を行う利用者負担金の免除	大規模な災害その他やむを得ない事由にあり、これらの支援を必要とする状況にあると認められる世帯であること			こども課 こども家庭係 0566-71-2272 【本庁舎1階】
国民年金保険料の免除・納付猶予	国保年金課	ご本人からの申請に基づく、国民年金保険料の免除又は納付猶予	対象者：①災害等によって被災し、住宅、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けられた方 ②東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示・屋内退避指示を受けた市町村に、平成23年3月11日時点で住所を有していた方（対象市町村）、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡富岡町、双葉郡川内村、双葉郡大熊町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡飯舘村（以上9市町村）	対象となる期間 免除・納付猶予：令和9年6月まで 学生納付特例：令和9年3月まで		国保年金課 年金係 0566-71-2231 【本庁舎1階】
医療機関での窓口負担の免除	国保年金課	国民健康保険・後期高齢者医療における医療機関での一部負担金を免除	対象者：東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方 ① 帰還困難区域及び上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等（平成27年までに指定が解除された区域を除く）の方 ② 平成27年までに指定が解除された旧避難指示解除準備区域等の方	①令和9年2月28日までの間に係るもの ②令和8年3月31日までに受けた療養に係るもの	(※) 基礎控除分を除いた所得の合算額が600万円を超える世帯	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	国保年金課	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料を国の示す基準に基づき減免	・対象者：東日本大震災による以下の区域の被災者で、安城市に転入し国民健康保険・後期高齢者医療に加入した方 ①平成29年中に避難指示区域等の指定が解除された上位所得層(※)を除く旧避難指示区域等の方 ②帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等（平成29年までに避難指示区域等の指定が解除された区域を除く）の方	①令和8年度相当分の保険料(税)で、令和9年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額の半額 ②令和8年度相当分の保険料(税)で、令和9年3月31日までに普通徴収の納期限が到来するものの金額	(※) 同上	国保年金課 国保係 0566-71-2230 医療係 0566-71-2232 【本庁舎1階】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
新生児聴覚検査 1 か月児健診 産婦健診 産婦歯科健康診 査ケア	健康 推 進 課	受診の際に必要な「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票（第1回）」「産婦健 康診査受診票」、「産婦歯科健康診査ケア受 診票」を失くされた場合や被災地で交付さ れていない場合、被災地で償還払い対応が できない場合は、交付することができます。 （母子健康手帳・身分証明できるものがあ ればご持参ください）。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に 住民票があり、安城市に居住される方 （利用時期） 新生児聴覚検査：生後7日以内 1か月児健診：生後1か月以内 産婦健診（第1回）：産後2週間ごろ （第2回）：産後1か月ごろ 産婦歯科健康診査ケア：出産後1年以内	実施機関にお問合せくだ さい。	・「新生児聴覚検査受診票」 「乳児健康診査受診票（第 1回）」「産婦健康診査受診 票」、「産婦歯科健康診査ケ ア受診票」を実施機関に提 出してください。 ・一部取り扱っていない実 施機関があります。あらか じめご確認の上、お使いい ください。 （ただし、産婦歯科健康診 査ケアは安城市内の指定 実施機関に限る）	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
こんにちは赤ち ゃん訪問	健康 推 進 課	・生後4か月を迎えるまでの赤ちゃんのい る家庭を対象に日程調整の上、訪問します。 ・赤ちゃんとお母さんのご相談に応じます。 ・地域の子育て支援情報をお伝えします。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に 住民票があり、安城市に居住される方	出生届を提出していただ いた後、保健センターにご 連絡ください。		健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
4か月児健診	健康 推 進 課	集団の話、身体計測、診察、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に 住民票があり、安城市に居住する3か月半～6か 月未満児	おおむね毎週水曜日 受付時間 12:50～14:00 事前に来所時間の予約が できます。	保健センターにご連絡く ださい。 後日ご案内をお送りしま すので案内通知で予約方 法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
6～10か月児健診	健康 推 進 課	受診の際に必要な「乳児健康診査受診票（第 2回）」を失くされた場合や被災地で交付さ れていない場合、被災地で償還払い対応が できない場合は、交付することができます。 （母子健康手帳・身分証明できるものがあ ればご持参ください）。また、交換が必要な 場合は、保健センターまでお問合せくだ さい。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に 住民票があり、安城市に居住するおおむね6～10 か月児 乳児健康診査（第2回）は、1歳1か月になる前 日まで（なるべく生後6か月～10か月頃）	実施機関にお問合せくだ さい	・「乳児健康診査受診票（第 2回）」を実施機関に提出 してください。 ・一部取り扱っていない実 施機関があります。あらか じめご確認の上、お使いい ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
1歳6か月児健診	健康 推 進 課	集団の話、問診、歯科健診、身体計測、診 察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に 住民票があり、安城市に居住する1歳6か月～2 歳未満児	おおむね毎週金曜日 受付時間 12:45～14:00 事前に来所時間の予約が できます。	保健センターにご連絡く ださい。 後日ご案内をお送りしま すので案内通知で予約方 法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
2 歳児の歯科健診とフッ化物塗布	健康推進課	歯科健診、歯科相談、フッ化物塗布	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する2歳児	詳しくは市公式ウェブサイトまたは広報あんじょうをご確認ください。		健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
3 歳児健診	健康推進課	集団の話、眼科（屈折）検査、問診、歯科健診、身体計測、診察、フッ化物塗布（希望者のみ）、個別相談	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住する3歳～4歳未満児	おおむね毎週木曜日 受付時間 12:30～14:00	保健センターにご連絡ください。 後日ご案内をお送りしますので案内通知で予約方法をご確認ください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
母子健康手帳の交付と妊婦相談	健康推進課	母子健康手帳を紛失された場合は再交付を行います。（顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。） 母子健康手帳の交付をうけていない妊婦さんには交付を行います。（妊娠届出書と顔写真付きの本人確認書類をご持参ください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 9:00～12:00	詳しくはお問合せください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
妊産婦相談	健康推進課	妊娠中および産後の方のご相談を面接や電話で行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される妊婦または産婦の方、そのご家族の方等	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 9:00～16:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
乳幼児相談	健康推進課	乳幼児期のお子様に関するご相談を面接や電話で行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される乳幼児期のお子様をもつ保護者、そのご家族の方等	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 9:00～16:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
保健相談	健康推進課	健康に関する相談を面接や電話で行います。	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される健康に不安のある方、そのご家族の方等	平日（土、日、祝日、年末年始除く） 9:00～16:00	面接での相談を希望される方は、事前に電話でご連絡ください。	健康推進課 保健指導係 0566-76-1133 【保健センター】
妊婦歯科健康診査	健康推進課	妊娠中の方で妊娠12週～31週頃の間1回歯科健診を無料で行います。 受診の際に必要な「妊婦歯科健診受診票」を失くされた場合や被災地で交付されていない場合は交付することができます。（母子健康手帳、身分を証明できるものをお持ちください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方	市内実施歯科医療機関にお問い合わせください。	体調の良い時に受診してください。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
妊婦健康診査	健康推進課	受診の際に必要な「妊婦健康診査受診票（多胎妊婦へは、5回分追加して交付）」を失くされた場合や、被災地で償還払い対応ができない場合は、使用していない回数分だけ交付することができます。（母子健康手帳・身分証明できるものがあればご持参ください。）	対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市に居住される方。	実施機関にお問い合わせください。	・「妊婦健康診査受診票」を実施機関に提出してください。 ・一部取り扱っていない実施機関があります。あらかじめご確認の上、お使いください。 ・助産所受診分は、保健センターへ後日申請していただくと、受診にかかった費用が還付されます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
ヤング健診	健康推進課	・健診内容：血液検査、尿検査、身長、体重、腹囲、BMI、血圧、診察 ・個人負担金 500 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで健診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20 歳～39 歳 ※住民票のある自治体の国民健康保険加入者、または社会保険の被扶養者	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
胃がん検診	健康推進課	・検診内容：胃部エックス線撮影 ・個人負担金 2,000 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関 胃部エックス線検査と胃内視鏡検査のどちらかひとつが受けられます。	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
		・検診内容：胃内視鏡検査 ・個人負担金 3,000 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：50 歳以上で誕生月が対象の方			
大腸がん検診	健康推進課	・検診内容：便潜血検査（2 日採便法） ・個人負担金 500 円が免除されます。受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
肺がん・結核検診	健康推進課	・検診内容：胸部エックス線撮影 ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
前立腺がん検診	健康推進課	・検診内容：血液検査（腫瘍マーカー P S A） ・個人負担金 500 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上の男性	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
子宮頸がん検診	健康推進課	・検診内容：子宮頸部細胞診 ・個人負担金 1,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20 歳以上の女性	4 月～翌年 3 月（通年）	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
乳がん検診	健康推進課	・検診内容：マンモグラフィ（乳房エックス線撮影） ・個人負担金 1,000 円が免除されます。 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住していて、職場などで検診機会のない方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：40 歳以上の女性	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
歯周病検診	健康推進課	・検診内容：問診、むし歯や歯石の有無、歯周病の進行度、歯ぐきの確認、歯並び、かみ合わせ、顎関節、歯科保健指導 ・料金：無料 受診を希望される方は保健センターで手続きが必要です。	・対象者：災害救助法の適用地（東京都を除く）に住民票があり、安城市内に居住している方（罹災証明等で確認） ・対象年齢：20、30、40、45、50、55、60、65、70 歳になる方	5 月～翌年 2 月	受診場所：市内実施歯科医療機関	健康推進課 健診係 0566-76-1133 【保健センター】
就学援助費の支給	学校教育課	就学援助費の受給申請により新入学学用品費、学用品・通学用品費、修学旅行費の一部などを援助する。	対象者：被災により経済的に困りの小中学校の児童・生徒			学校教育課 学事係 0566-71-2254 【教育センター】

項 目	課	内 容	条件等	期間・期日等	備 考	問合せ窓口
リユース品の提供	ごみ資源循環課	リユース品（家具及び食器等の小物類）を在庫の範囲で提供します ・原則として、1世帯に対し家具は同種のものは1個まで、食器類は世帯員数まで ・清掃事業所で申込が必要です ・ご自身で運搬手段を確保してください	東日本大震災等で被災された方で安城市内にお住まいの方 原子力災害対策特別処置法第15条第3項に基づき、避難指示が出されている地域にお住いだった方（福島第1原発から半径30キロメートル圏内の市町村にお住いだった方を含む）		事前に電話でご相談ください	ごみ資源循環課 事業係 0566-76-3053 【清掃事業所】